

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所任期付職員の就業等に関する規程

〔平成20年4月1日
制 定〕

平成21年11月30日改正

平成22年12月1日改正

平成24年4月1日改正

平成25年7月1日改正

平成26年12月1日改正

平成27年4月1日改正

平成28年3月1日改正

平成28年12月1日改正

平成30年1月1日改正

平成31年1月1日改正

令和元年12月1日改正

令和3年4月1日改正

令和4年4月1日改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 任期付研究職員（第5条－第9条）
- 第3章 任期付専門員（第10条－第13条）
- 第4章 任期付職員の給与（第14条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は理事長が、一定の期間、期限を定めて雇用することが特に必要と認める場合、任期を付して雇用される常勤の職員（以下「任期付職員」という。）の就業について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 任期付職員の就業に関する事項については、第2章以下に定めるところによるほかは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所就業規則（平成18年4月1日制定。以下「就業規則」という。）による。

（任期付職員の種類等）

第3条 この規程を適用し、雇用することができる任期付職員は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 任期付研究職員
- 二 任期付専門員

第4条 任期付職員には、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程（平成18年4月1日制定）は適用しない。

第2章 任期付研究職員

（任期付研究職員の定義等）

第5条 任期付研究職員とは、次条に定める契約期間により任期を定めて雇用される、次の各号に定める研究職員をいう。

- 一 当該研究分野において特に優れた研究者と認められ、当該研究分野に係る高度の専門的知識及び経験を必要とする職務に従事する任期付研究職員
- 二 当該研究分野に係る専門的な知識・経験を有し、独立して研究を行う能力のある研究者で、当該研究分野における有意な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する任期付研究職員

（契約期間）

第6条 任期付研究職員の雇用契約期間は、3年を超えない範囲内とする。ただし、研究所において通算して雇用された期間（雇用形態及び職種にかかわらず、研究所に採用された日以降の雇用された期間を通算した期間をいい、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項に規定する通算契約期間に同法第18条第2項により算入しないこととされる期間は算入しない。以下「通算雇用期間」という。）が5年を超えない範囲内とする。

- 2 前項に定める雇用契約期間は、原則として更新しないものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合に、通算雇用期間が5年を超えない範囲内において、雇用契約期間を更新する場合があるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項各号に該当する者（以下「特例適用者」という。）にあつては、前2項中「5年」とあるのは「10年」とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事長が特段の事情があると認めたときは、通算雇用期間が5年（特例適用者にあつては10年）を超える雇用契約を締結することができる。

（無期雇用契約への転換）

第6条の2 前条第4項の規定により、通算雇用期間が5年（特例適用者にあつては10年）を超えることになった任期付研究職員は、期間の定めのない雇用契約への転換（以下「無期転換」という。）を申し出た場合は、現に締結している雇用契約期間が満了する日の翌日から、無期転換するものとする。

- 2 無期転換に関し必要な事項は、別に定める。

(職名の付与)

第7条 任期付研究職員の採用に当たって付与する職名は、理事長がその都度決定するものとする。

(採用の基準)

第8条 採用に当たっての選考基準については、理事長は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究職員の採用、昇任の基準及び定年に関する規則（平成31年4月1日制定）における基準の例によることができる。

(選考の基準)

第9条 前条に定める選考のための審査の手続きについては、理事長は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究職員の選考に関する規程（平成31年4月1日制定）の例を参考に、必要な手続をその都度決定する。

第3章 任期付専門員

(任期付専門員の定義等)

第10条 任期付専門員とは、第3条に規定する任期付研究職員及び当該業務を除く業務において、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが必要と認める業務に雇用するものをいう。

(契約期間)

第11条 任期付専門員の雇用契約期間は、3年を超えない範囲内とする。ただし、通算雇用期間が5年を超えない範囲内とする。

2 前項に定める雇用契約期間は、原則として更新しないものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合に、通算雇用期間が5年を超えない範囲内において、雇用契約期間を更新する場合があるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長が特段の事情があると認めたときは、通算雇用期間が5年を超える雇用契約を締結することができる。

(無期雇用契約への転換)

第11条の2 前条第3項の規定により、通算雇用期間が5年を超えることになった任期付専門員は、無期転換を申し出た場合は、現に締結している雇用契約期間が満了する日の翌日から、無期転換するものとする。

2 無期転換に関し必要な事項は、別に定める。

(職名の付与)

第12条 任期付専門員の採用に当たって付与する職名は、理事長がその都度決定するものとする。

(採用選考)

第13条 任期付専門員の採用に係る選考については、理事長は、総務部職員の新規採用に係る選考における審査の方法及び手続きの例により行う。

第4章 任期付職員の給与

(任期付職員に支給する給与)

第14条 任期付職員に支給する給与に関する事項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程（平成18年4月1日制定。以下「給与規程」という。）を適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2については、平成

28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2については、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2については、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(引き続き在職する任期付職員の俸給決定に関する特例措置)

2 施行の日の前日において、任期付職員として雇用されている職員であって、施行日以後においても任期付職員として引き続き在職する職員の俸給は、改正後の第14条の規定のほか、施行の日の前日に当該職員が受けていた俸給、施行日以後に当該職員に適用される俸給表、当該職員の職務内容及び他の職員との均衡を考慮して、個別に決定する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。